

制定 平成24年11月1日

## 京都市森づくりアドバイザー制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「京都市森づくりアドバイザー制度」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づく森づくりについて、技術的な助言（以下「助言」という。）を行うために必要な事項を定め、より優れた森林整備に誘導し、市民やNPO、事業者等との協働による森林景観づくりを推進していくことを目的とする。

### (利用対象者)

第3条 助言を求めることができる者は、ガイドラインに基づき、森林整備を行おうとする者とする。

### (森づくりアドバイザー)

第4条 市長は、前条に規定する者に対して助言を行うため、「森づくりアドバイザー」を配置する。

2 森づくりアドバイザーは、ガイドラインを理解し、森林景観づくりに関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

### (臨時森づくりアドバイザー)

第5条 市長は、特別の事項に関する助言を行うにあたり必要があるときは、「臨時森づくりアドバイザー」を配置することができる。

2 臨時森づくりアドバイザーは、特別の事項に関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時森づくりアドバイザーは、特別の事項に関する助言終了後、解嘱されるものとする。

### (森づくりアドバイザーの任期)

第6条 森づくりアドバイザーの任期は、委嘱をした日から当該委嘱をした日の属する年度の末日までとする。

2 森づくりアドバイザーは、再任されることができる。

3 市長は、森づくりアドバイザー（臨時森づくりアドバイザーを含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合、当該森づくりアドバイザーを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- (2) 森づくりアドバイザーとしてふさわしくない行為があった場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

### (秘密を守る義務)

第7条 森づくりアドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、同様とする。

(利用)

第8条 本制度を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、事前に京都市森づくりアドバイザー制度利用申込書（第1号様式）に助言の対象となる森林整備計画の概要が分かる資料を2部添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けた場合、速やかに通知書（第2号様式）により助言を行う者、日時及び場所等を利用希望者に通知するものとする。

3 利用者は、本制度により得た助言の内容を計画に反映させるよう努めなければならない。

(報告等)

第9条 森づくりアドバイザーは、助言終了後、速やかに本市に助言内容を記入した報告書（第3号様式）を提出するものとする。

(庶務)

第10条 本制度に関する庶務は、都市計画局都市景観部風致保全課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、都市計画局都市景観部長が定める。

附 則

(施工期日)

この要綱は、決定の日から実施する。

## 京都市森づくりアドバイザー制度利用申込書

申 込 年 月 日	平成      年      月      日		
申 込 者 ※	住所		
	氏名	電話	
施 業 者 ※ ( 申込者と異なる ) ( 場合に記入 )	住所		
	氏名	電話	
計 画 の 概 要	施 業 地 ※	京都市      区	
	面 積 ※		整 備 予 算
	整 備 内 容 ※		
備 考			

- ・ ※のついた項目は必須項目です。
- ・ この申込書に、位置図，現況写真，その他概要が分かる資料（植生現況調査資料や整備計画案等）を2部添付してください。
- ・ 特に助言を受けたい内容があれば，備考欄に記入してください。

事務局記入欄

受 付 日	年 月 日	受 付 番 号	
立 地 類 型 の 区 分	景 観 重 要 性 の 区 分	斜 面 防 災 重 要 性 の 区 分	地 域 生 態 系 重 要 性 の 区 分

# 通 知 書

都景風第 号  
平成 年 月 日

様

京都市長 門川 大作  
(担当 都市計画局都市景観部風致保全課)

平成 年 月 日付で申請のあった森づくりアドバイスの実施日等について、次のとおり決定しましたので、京都市森づくりアドバイザー制度実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

- 1 アドバイザー氏名
- 2 実 施 日 時
- 3 実 施 場 所
- 4 備 考

## 京都市森づくりアドバイザー助言報告書

年 月 日

京都市長 様

京都市森づくりアドバイザー ふりがな 氏名

印

京都市森づくりアドバイザー制度実施要綱第9条の規定により、実施した助言について、次のとおり報告します。

- 1 受付番号
- 2 利用者
- 3 実施日
- 4 実施場所
- 5 施業地
- 6 助言概要
- 7 添付資料